

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	母子及び父子並びに寡婦福祉法
根拠条項	第23条(準用規定 第31条の7第4項、第33条第4項)
処分の概要	母子家庭、父子家庭、寡婦日常生活支援事業者に対する事業の停止、制限
法令の定め	都道府県知事は、母子家庭等日常生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第17条第1項の措置に係る配偶者のない女子で現に児童を扶養している者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対し具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準を設置していない。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係 (電話番号：011-206-6328)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)